(四) 女性自立支援施設

(1) 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下この(四)及び４の(三)の(5)において「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができることとした。（第一二条第一項関係）

(2) 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができることとした。（第一二条第二項関係）

(3) 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとすることとした。（第一二条第三項関係）

(五) 民間の団体との協働による支援

(1) 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとすることとした。（第一三条第一項関係）

(2) 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、(1)の業務を行うことができることとした。（第一三条第二項関係）

(六) 民生委員等の協力

民生委員、児童委員、人権擁護委員、保護司及び更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとすることとした。（第一四条関係）

(七) 支援調整会議

(1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、(一)の(7)又は(四)の(2)の委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この(七)において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この(七)において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとすることとした。（第一五条第一項関係）

(2) 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとすることとした。（第一五条第二項関係）

(3) 支援調整会議は、(2)の情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとした。（第一五条第三項関係）

(4) 関係機関等は、(3)の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとすることとした。（第一五条第四項関係）

(5) 次のイからハまでの支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該イからハまでの者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第一五条第五項関係）

イ　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

ロ　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

ハ　イ及びロの者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

(6) (1)から(5)までのほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定めることとした。（第一五条第六項関係）

4 雑則

(一) 教育及び啓発

国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとすることとした。（第一六条関係）

(二) 調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、調査研究の推進並びに人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対する必要な援助の実施に努めるものとすることとした。（第一七条～第一九条関係）

(三) 都道府県の支弁

都道府県は、次の費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、(1)から(3)までの費用に限る。）を支弁しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(1) 女性相談支援センターに要する費用（(2)の費用を除く。）

(2) 女性相談支援センターが行う３の(一)の(3)のロの一時保護（３の(一)の(7)の厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

(4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

(5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

(6) ３の(五)の(1)により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

(四) 市町村の支弁

(1) 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならないこととした。（第二〇条第二項関係）

(2) 市町村は、３の(五)の(2)により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならないこととした。（第二〇条第三項関係）

(五) 都道府県等の補助

(1) 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができることとした。（第二一条第一項関係）

(2) 都道府県又は市町村は、３の(五)の(1)又は(2)の業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（(三)の(6)の委託及び(四)の(2)の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができることとした。（第二一条第二項関係）

(六) 国の負担及び補助

(1) 国は、政令で定めるところにより、都道府県が(三)により支弁した費用のうち、(三)の(1)及び(2)の費用については、その一〇分の五を負担するものとすることとした。（第二二条第一項関係）

(2) 国は、予算の範囲内において、都道府県が(三)により支弁した費用のうち、(三)の(3)及び(5)の費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、(三)の(3)の費用に限る。）の一〇分の五以内を補助することができることとした。（第二二条第二項第一号関係）

(3) 国は、予算の範囲内において、市町村が(四)の(1)により支弁した費用の一〇分の五以内を補助することができることとした。（第二二条第二項第二号関係）